

## 第2回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：平成27年10月27日（火）15時～17時

場所：ときわ会館3階会議室

### 次 第

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 前回会議録の承認
  - (2) 障害者差別解消法の施行準備等について
  - (3) 基幹相談支援センターの在り方検討会からの報告について
  - (4) 精神障害者退院促進支援指針の報告について
3. そ の 他
4. 閉 会

### 配布資料

- ・ 第2回さいたま市地域自立支援協議会 次第及び座席表
- ・ 第1回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）
- ・ 資料1 障害者差別解消法の概要
- ・ 資料2 基幹相談支援センターの在り方検討会における検討状況
- ・ 資料3 さいたま市精神障害者退院促進支援指針

### 出席者

委 員・・・大須田委員、清水委員、杉山委員、遅塚委員、野崎委員、服部委員、  
星野委員、三石委員、宮部委員、宗澤委員、山口委員  
事 務 局・・・吉野課長、小島課長補佐、小暮主査、高橋主査、新井主事

### 1. 開 会

（宗澤会長）

○それでは定刻となりましたので「第2回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきますが、出席委員11名、欠席委員1名で過半数の方がご出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第25条2項の規定によ

り、本日の会議は成立いたします。続きまして、会議の公開に関してですが、本協議会は「さいたま市情報公開条例第23条」によりまして原則公開することと規定されております。傍聴人について確認させていただいたところ、本日1名の方が傍聴を希望されておりますので、本日の傍聴人を1名と定め、この方々につきまして、傍聴を許可したいと存じます。ここで審議に入ります前に、事務局より資料の確認をお願いしたいと思います。

(事務局)

○障害福祉課課長補佐の小島でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

本日お配りした資料といたしましては、

- ① 第2回さいたま市地域自立支援協議会 次第及び座席表
- ② 第1回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)
- ③ 資料1 障害者差別解消法の概要
- ④ 資料2 基幹相談支援センターの在り方検討会における検討状況
- ⑤ 資料3 さいたま市精神障害者退院促進支援指針

以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、宗澤会長、よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

### (1)「第1回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)」の承認

(宗澤会長)

○それでは、これからは、私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。まず、本日の議題の1ですが、前回協議会である「第1回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)」につきまして、協議会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正等の御意見がなければ、会議録として承認することといたしますが、皆様いかがでしょうか。

( 各委員 承諾 )

(宗澤会長)

○それでは、第1回の会議録(案)につきましては、事務局の案のとおり承認いたします。続いて、議題の2番目、「障害者差別解消法の施行準備等について」ということですが、こちらは事務局から説明いただけますでしょうか。

## (2) 障害者差別解消法について

(事務局)

- はい。それでは、「障害者差別解消法について」、資料に沿って、御説明させていただきたいと思います。資料につきましては、資料1「障害者差別解消法の概要」を御覧ください。平成23年に障害者基本法の改正が行われ、その第4条において、基本原則として「差別の禁止」が規定されたところですが、障害者差別解消法は、その「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めること等により、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした法律であります。
- 障害者差別解消法においては、行政機関等と事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないと規定されています。一方で、行政機関等は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（いわゆる合理的配慮）をしなければならないところ、事業者においては、努力義務としております。これは、障害者と相手方の関係は様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、本法においては、合理的配慮について、一律に法的義務とするのではなく、国の行政機関や地方公共団体、独立行政法人等の政府の一部を構成するとみられる法人などの公的主体については法的義務を課し、民間事業者については、努力義務を課した上で対応指針により自発的な取組を促すこととしたものです。また、一番下の留意事項になりますが、事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論は、本法の対象外。啓発活動を通じて対応することとなります。なお、雇用の分野については、障害者差別解消法ではなく、障害者雇用促進法に具体的な措置が規定されております。
- 次のページをご覧ください。不当な差別的取扱いとは、障害を理由として、正当な理由なく、障害者に対する商品やサービスの提供を拒否するような場合を言います。なお、実際の場面において、ある行為が不当な差別的取扱いに該当するかは個々の事案ごとに判断されることとなります。また、その取扱いに正当な理由が存在する場合には、法律により禁止される不当な差別的取り扱いには該当しません。次に、「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮」とは、障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置とされています。「意思の表明」は、個別具体的な場面において、社会的障壁の除去の実施に関する配慮を必要としている状況にあることを伝えることを指し、自ら意志を表明することが困難な場合には、その家族等が本人を補佐して意思を表明することも含みます。また、合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合には、本法に基づく義務は生じません。なお、「その実施に伴う負担が過重でないとき」の判断に当たっての考慮要素としては、

例えば、事業等の規模やその規模からみた負担の程度、財政状況、業務遂行に及ぼす影響といったものが考えられます。次に、違反に対する対応ですが、主務大臣が特に必要があると認めるときは、報告の徴収、助言、指導、勧告といった措置を講ずることができることとしております。なお、報告徴収が求められた際、報告をしなかった場合、又は虚偽の報告を行った場合には過料が課される場合があります。また、行政機関等により障害者差別となる行為が行われた場合には、行政機関等の内部における服務規律確保のための仕組みや行政相談等の仕組みにより是正が図られることとなります。

- 次に、どのような行為が不当な差別的取扱いとなるかについてですが、まず、障害があることを理由に窓口対応を拒否するであるとか、対応の順番を後回しにするであるとか、説明会、シンポジウム等への出席を拒むことなどが考えられます。なお、ここに書かれている例示については、正当な理由が存在しないことが前提となっております。次に、どのようなものが合理的配慮となり得るかという具体例ですが、まず、合理的配慮については物理的環境への配慮、意思疎通の配慮、ルール・慣行の柔軟な変更という3つの類型があります。物理的環境への配慮といたしましては、段差がある場合に、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をすることや、携帯スロープを渡す。などが考えられます。また、意思疎通の配慮といたしましては、筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる。書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。などが考えられます。ルール・慣行の柔軟な変更の具体例といたしましては、立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を案内する。などが考えられます。
- 下の段を御覧ください。本市が国に先駆けて制定した障害者に対する差別及び虐待を禁止する「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」いわゆる「ノーマライゼーション条例」と法律の関係について説明いたします。本市の条例では、差別を受けた障害者は、市に設置された障害者の権利の擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）に助言又はあつせんを申立てることができます。なお、平成27年9月現在、申立てられた事案はありません。また、差別をした者が委員会の助言又はあつせんに従わない場合、市長は委員会の求めに応じ、差別をした者に対し勧告することや、勧告に従わない場合に公表することを規定しています。詳しくは比較表のとおりですが、障害者差別解消法の基本方針に拠れば、既存の条例については引き続き効力を有することとされていることから、本市の条例の位置づけも、一義的には障害者差別解消法とは別の法体系という整理となっております。ただし、条例に定義されている差別であるか、対応要領等に照らして差別と考えられるものを問わず、本市の相談窓口の利用や条例の助言あつせんの仕組みを利用することは可能です。また、条例で定義されている差別については、条例に基づき市長による勧告、公表の対象となりますが、法律において禁止されている差別については、地方公共団体の機関の職員によるものであれば、その機関が

定める対応要領を踏まえ、服務規律等に照らして取扱われることとなり、事業者による差別であれば、主務大臣が定める対応指針に照らして法律に基づく主務大臣による報告徴収並びに助言、指導及び勧告の権限が行使されることとなります。以上が、障害者差別解消法の概要について、法律とノーマライゼーション条例との関係についての説明となります。

○次のページをご覧ください。障害者差別解消法の施行にあたり地方公共団体に求められる取組についてですが、障害者差別解消法の施行に当たり、地方公共団体に求められる取組については、まず、努力義務ではありますが、地方公共団体の法的義務を担保するため、地方公共団体等職員対応要領の作成が求められており、作成に当たっては、服務規律の一環として任命権者毎に作成する必要があります。また、作成後は職員に周知徹底するなど、職員による障害者差別を防止することが取組として求められます。次に、相談及び紛争の防止等のための体制の整備についてですが、基本方針では、既存の機関等の活用・充実を図ることとされており、併せて相談窓口を明確化することが必要です。また、啓発活動の実施について規定されており、市民、事業者、職員に対する啓発活動を実施することが必要です。この場合、各局等で実施している取組を引き続き実施していくことが考えられます。次に、国及び地方公共団体の関係機関との連携や障害者差別解消支援地域協議会を組織することにより、地域が一体となって障害者差別の解消を推進していくことが期待されております。最後に、報告の徴収並びに助言、指導及び勧告による実効性の確保ですが、今後定められる政令により、現在、既に市長に指導や勧告等の権限が移譲されている場合、主務大臣として事業者に対し報告の徴収等の権限を行使することとなることが考えられます。この場合、現在、事業者に対し助言や指導などの行政指導を行っている所管については、所管する事業者による障害者差別に関し、必要に応じて報告徴収や助言、指導、勧告といった行政指導を通じ、障害者差別の解消を図ることとなります。

○次に、その他の留意事項として、バリアフリー等に関する事項ですが、障害者差別解消法においては、不特定多数の障害者を主な対象として行われる、いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・手話通訳や介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための点字やその他の情報アクセシビリティの向上などについては、合理的配慮として提供するのではなく、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置付けられております。従いまして、差別という文脈とは別に、そうした事前的改善措置について所管の施策を着実に進めていくことが努力義務として規定されております。また、公設民営の施設など、行政機関等がその事務・事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等している場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供に

ついて盛り込むことが求められています。

- 現在明らかとなっている国の対応要領・対応指針案に準拠した場合の障害者差別事案の解決までの流れです。国の対応要領によれば、行政機関等の職員による障害者差別事案はサービス担当部局の相談窓口によせられた場合、当該職員及びその所属長から任意のヒアリング等を実施するなど、事実確認を行います。その際、当該事案に関し、職員の障害者への対応に障害者差別解消法上の問題、重大な法的義務違反などがある等、法第7条の規定の施行に関し特に必要があると認めるときは、所属長及び当該職員に対し必要な措置を実施し、その後も所属長の度重なる指導や注意にも関わらず職員が法的義務違反を繰り返すことが確認される場合、サービス規律に照らして懲戒を実施することとなります。一方、事業者における障害者差別事案については、事業所管部局に相談が寄せられ、主務大臣の権限を有している場合は、任意のヒアリング等を実施するなど事実確認を行った結果、当該事案に関し、事業者の障害者への対応に障害者差別解消法上の問題がある等、法第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは権限行使に進みます。なお、主務大臣の権限を有する部局がその行政機関等に存在しない場合は地域協議会などを通じて、権限を有する部局に事案を転送することとなります。以上が、法律が想定している障害者差別事案の解決までの流れとなりますが、図の上の点線で囲った部分につきましては、ノーマライゼーション条例に基づき、直接担当に事案が寄せられるのではなく、一旦、専門の機関で受け止めることとなっております。
- 次のページをご覧ください。ノーマライゼーション条例においては、障害者差別に関する事案については、各区の障害者相談支援センター及び区役所の支援課が一次相談を担っております。相談を受け付けた機関は、検討会議を開催、取扱方針を検討し、相談内容を確認するとともに、調査担当者を決定し調査を実施します。その後、関係機関を招集、助言・調整案を検討するため、再度検討会議を開催します。助言・調整を実施し、合意すれば事案が終結するという形になります。合意の形成が困難な場合など、障害者の権利の擁護に関する委員会に申立てを行い、助言又はあっせんを受けることができます。なお、助言又はあっせんに従わない場合、市長に従うよう勧告を求め、市長が助言・あっせんに従うよう勧告することとなっております。
- 下の段になりますが、当初段階の相談については、法施行後も、引き続きこの枠組みを活用し対応を図ってまいりたいと考えておりますが、法律上、必ずしもこうした枠組みの活用を希望しない障害のある方から直接所管の部局に相談が寄せられることも考えられます。この場合、所管の皆様にはいったん受け止めて対応いただくこととなりますが、解決に困難を覚えたり、障害者差別かどうかについて疑義が生じた場合については、障害福祉課に相談いただくことによって、助言や、他の適切な機関を紹介させていただくなどして、事案の円滑な解決に向けた後押しをしてまいりたいと考えております。また、本市が所管しない事案については、障害福祉課が設ける予定であります「障害者差別解消支援地域協議会」の協議を通じて、国の機関や他の適切な機関に事案の解決をお願い

することとしています。このような体制を整備することにより、本市における障害者差別の解消を図っていくこととしたいと考えております。説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

(宗澤会長)

○ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に関しまして、何か御意見や御質問等ございますか。

(遅塚委員)

○二点ほど教えていただきたいのですが、市としての今後のスケジュール感を教えていただきたいと思います。あと、差別解消法の対象に公立の小中学校は行政機関に入るのかどうか教えていただきたいのですが。

(事務局)

○まず一点目、スケジュール感というところでございますが、現在、対応要領の作成に着手しておりまして、内部の調整を図っているところでございます。骨子までしかできていないのですが、この骨子について市民の皆様から御意見をいただこうと考えています。具体的には、今週末の市民会議で皆さまにお願いして、政策委員会の場でもお話を申し上げているというところでございます。それらを踏まえまして、対応要領の原案を年内に作成し、3月までの間には職員向けの研修会等を開催して職員に対して周知を図ってまいりたいと考えています。公立の小・中・高等学校につきましては、さいたま市の教育委員会が執行機関という形になりますので、教育委員会の方でこの差別解消法に対応するための対応要領というものを作成して、差別解消法の施行に向けて準備していくということになっておりまして、対象になるということでございます。

(宗澤会長)

○この間、地域包括支援センターとか一部の障害者生活支援センターから、支援課や高齢介護課が虐待対応をしないという報告を受けています。その手口なんですけども、虐待の情報を行政機関に伝えるとしますね。すると、情報提供はあったけれども通報と言わなかったから虐待対応をしなかったというんですね。こういうふうに答えるやつがいるんですね。つまり形式要件でもって窓口ではじくんですね。こういう手口が相当横行しているという話が、地域包括から権利擁護センターの増田弁護士にも寄せられています。差別事案についても申立てというふうに言わなかったというような、形式要件ではじくという窓口の担当者が出てくると思うんです。したがって、この差別解消法の施行、条例の推進体制と併せて、このような手口を一掃していただきたいと考えています。高齢者虐待の事例でいうと、病院に運ばれた搬送先で医師も虐待と指摘しているに

もかかわらず役所の方がそう扱わない、目に余る不作為がこの一年の間に確認されています。ただこれは、さいたま市の名誉のために言うておくと、全国で大流行りなのです。各地の弁護士会に聞いてみると全く同じ手口で、虐待・差別というものを行政機関が責任を持って対応するということをしていない。もう一つ質問したいのですが、差別解消法の内実を実現していくときに、さいたま市の地方自治体としての課題ですが、サービス規程というか、対応要領を作るというだけで差別事案に対応していく解消していくという、ただそれだけでは、見通しえない課題というものは様々に予想されるのですね。サービス規程があったとしても具体的にどうするかというのが、差別解消法のスピリットとして問われるわけだから、合理的配慮の問題なんか特にそうですよね。何をどうするかということ窓口の職員等でよくわかっていないという問題に対して、どこで内実を作っていくのかとか、その手立てというものについてはどのように考えているのか、この点は如何でしょうか。

(事務局)

- 現在、事務局で準備と言いますか考えているということといたしましては、年度内の対応要領の作成はもとより、具体的に窓口等の職員が対応するための簡単なガイドラインといったマニュアルを用意して、職員に対する研修と言いますか周知を施行に向けていくということを考えています。現在、全庁のそれぞれの所管が具体的にどういった合理的配慮をしているのかを把握するために、全庁に対して各所管が行っている合理的配慮の具体例につきまして照会しておりまして、そういった情報を全庁から集めてガイドライン的なマニュアルに反映させて、それぞれの所管が法施行に向けて対応できるように準備するというのが今考えている一つの方法でございます。

(宮部委員)

- ひとつ教えていただきたいのですが、小中学校についてはさいたま市ということなんです、埼玉県立特別支援学校に通っているさいたま市に在住する生徒が学校内で虐待があった場合は、どのような形での対応になるのでしょうか。

(事務局)

- 差別ということよろしいですか。

(宮部委員)

- はい。

(事務局)

- 埼玉県立の学校というお話ですので、埼玉県の教育委員会のほうで対応要領を策定して、



埼玉県のほうの差別に対応するための仕組みで対応していくという流れになります。

(宮部委員)

- その場合に、個別具体的な内容の相談についてはさいたま市のほうで相談に乗っていただけののでしょうか。

(事務局)

- 埼玉県に相談できる仕組みがございますので、埼玉県の相談窓口にご相談いただくか、市の方では現在の相談支援の仕組みがございますので、さいたま市のノーマライゼーション条例に基づく仕組みの中で、支援課や障害者生活支援センターに御相談いただくことももちろん可能でございます。

(宗澤会長)

- 小中学校、特別支援学校の対応要領については基本的に全く同じものが出てくると思います。県の特別支援学校に通われていたとしても、条例に基づく差別への取組というのは可能ですから、その点については何ら心配いただく必要はないと思います。私の職場の大学で差別を申立てたいという御相談をいただいております、差別解消法の施行に向けた準備も、国立大学というのはどこもかしこもものすごく遅れているんですね。組織として差別解消法にちゃんと対応するという課題は、なかなか難しいことなんだろうなと思います。施行前の準備だけでなく施行後も差別解消法が内実をもって取り込まれるような点検と実務の修正というのは長期にわたって求められる課題だと思いますので、そういう性格を持っている課題ということはこの協議会で確認しておきたいと思います。

### (3) 基幹相談支援センターの在り方検討会からの報告について

(宗澤会長)

- それでは、本日の議題の3に移ります。「基幹相談支援センターの在り方検討会からの報告について」ということですが、御報告をいただけますでしょうか。

(事務局)

- はい。それでは、「基幹相談支援センターの在り方検討会からの報告について」、資料に沿って、御報告させていただきたいと思います。資料につきましては、資料2「基幹相談支援センターの在り方検討会における検討状況」を御覧ください。
- 平成27年度に新たに南区に基幹相談支援センターが増設されたことに伴い、中央区基幹相談支援センターの負担軽減を図るとともに、改めて基幹相談支援センターに求められる役割を明確化し、市全体の相談支援体制を強化するための方策を提示することを目的として、前回の協議会において御了解いただきましたが、この度、2回ほど会議を開催

いたしましたので、その内容について御報告させていただきたいと存じます。検討内容といたしましては、①南区の運営状況の管理及び運営状況を踏まえた助言の実施、②中央区の業務の整理を通じた南区との役割分担の検討、③総合支援法において期待される基幹相談支援センターの業務について、④総合支援法における計画相談に関する特定事業所加算に関する事務等の検討としておりましたが、前回の協議会において、全体的な相談支援体制に関する意見が様々出たという中でワーキングなのかという御指摘や支援課の役割や機能を踏まえたものとするのが重要という御意見を踏まえ、基幹相談支援センターの役割のみについて議論を進めるのではなく、さいたま市全体の体制の中で各機関の役割を明らかにしつつ、基幹相談支援センターを中心とした市全体の相談支援体制を強化するための方策について協議することといたしました。これまで、第1回ワーキングチームを8月25日に、第2回会議を10月9日に開催いたしました。なお、構成員につきましては、表のとおりとなっております。座長については本協議会の副会長でもあります遅塚委員にお願いしたところであります。そして、第1回ワーキングチームにおいて、本市の障害者相談支援体制について各機関の役割分担等の現状について把握することが必要とのことから、各区支援課、基幹相談支援センターを含む、各区障害者生活支援センター、社協の権利擁護センターに対し、次頁以降にありますように、相談支援体制チェックシートを活用しアンケート調査を実施いたしました。

- 次のページをご覧ください。西区の支援課の回答結果となりますが、まず、表の見方について御説明いたします。こちらのシートは元々、厚生労働省の平成25年度障害者総合福祉推進事業として実施された、長野県相談支援専門員協会による基幹相談支援センターの実態と在り方に関する調査研究報告書において示されたものを、さいたま市においていくつか修正事項を加えたものです。一番左の項目につきましては、それぞれ地域生活支援事業実施要綱の別添2、基幹相談支援センターに関して記述された業務内容から転記したものでございます。次に、中項目として三障害への総合的な対応や専門性の高いケースへの対応、委託相談の後方支援、計画相談支援の推進、人材育成等々につきましては、左の項目と同様に地域生活支援事業実施要綱の記述に加え、調査研究を受けて盛り込まれた項目が含まれております。小項目につきましては、調査研究の報告書を踏まえたものに加え、さいたま市独自のものといたしまして、差別に関する事項や、虐待に関する事項、法人後見に関する事項を追加しております。また、回答欄の部分についても、障害福祉課と支援課を別に記載したり、高齢・障害者権利擁護センターを追加したりしています。なお、今回、チェックシートの回収が予定と大幅に遅れたため、事前に委員の皆様にお示しすることができませんでしたので、分析も十分にはできておりません。なお、こちらのシートは、現在、業務を担っているかどうかにかかわらず、それぞれの機関がどのような役割を果たしているかについて、事実や将来的なことではなく、さいたま市において障害者福祉に携わる支援者の現状の認識を御回答いただいたものでありますので、そうした視点で説明させていただければと存じます。これから、各区の

傾向について簡単に御説明させていただきますが、しばらく読み込んだうえで御質問等いただければと考えております。

- 西区の大まかな傾向といたしましては、①の総合的・専門的な相談支援の実施について、支援課と障害者生活支援センターの認識の差が少ないことがあげられると考えられます。また、②の地域の相談支援体制の強化と取組については、支援課、障害者生活支援センター双方が障害福祉課に多くの印をつけております。支援課では、計画相談支援の推進について、今後の基幹相談支援センターに期待することとして印をつけております。一方で、地域移行・地域定着支援の取組については、障害福祉課が地域相談支援の推進を担っているというところに印がついており、権利擁護・虐待防止の部分になると、双方ばらばらに回答している状況です。
- 続きまして、北区でございますが、支援課の回答といたしましては、支援課並びに障害者生活支援センターにほぼ同様の印がついております。支援課においては、人材育成や、当事者活動、地域移行・地域定着促進の取組、権利擁護など印がついておりませんが、障害者生活支援センターの回答によれば、それぞれの業務を各機関がそれぞれ主に担っているという形で印がついております。また、将来基幹相談支援センターが担うべき機能についても印が多く、期待の高さを感じられます。
- 大宮区の支援課の回答につきましては、主担当と補完している機関の別をそれぞれ分けて回答していただいております。最近の計画相談の業務の影響か、計画相談支援の推進について、将来基幹相談センターが担うべきと印がつけられております。また、障害者生活支援センターについては、行政及び関係機関との連携に関する事項を主に担っているという認識が示されております。障害者生活支援センターの回答に関しましては、北区と同様、それぞれの業務を各機関がそれぞれ主に担っているという形で印がついております。また、将来基幹相談支援センターが担うべき機能についても印が多く、期待の高さを感じられます。
- 続いて、見沼区ですが、支援課の回答によれば、専門性の高いケースのうち、広域対応や障害特性へ支援が必要なケース、触法ケースについて、現状において基幹相談支援センターに印がついております。また、大宮区と同様に、最近の計画相談の業務の影響か、計画相談支援の推進について、将来基幹相談センターが担うべきと印がつけられております。障害者生活支援センターの回答では、総合的・専門的な相談支援の実施については、障害者生活支援センターに印がついておりません。また、専門性が高いケースについても支援課が主に担っているという認識となっています。これは、二つの障害者生活支援センターと同様の傾向となっております。また、行政及び関係機関との連携についても支援課が担っているという認識が示されています。
- 次に中央区となりますが、支援課の回答では、支援課と障害者生活支援センター以外の業務は、ほとんどが障害福祉課が担っているという認識となる一方で、支援課と障害者生活支援センターがほぼ同様に機能を担っているという認識となっております。障害者

生活支援センターの回答といたしましては、基幹相談支援センターの役割として各業務を補完する機関として印がついております。ただし、地域移行・定着の取組に関しても精神科病院訪問や入所支援施設訪問など障害福祉課が担っているという認識となっております。

○次に桜区となります。支援課は空欄が多く、委託相談の後方支援や、計画相談に関する網掛けの部分や、当事者活動、地域相談支援の推進やコーディネートなど、日常の業務の中で把握していないという認識が示されております。一方で、障害者生活支援センターの回答では、総合的・専門的な相談支援の実施という点で、センターが補完的な役割を果たすとともに、高齢・障害者権利擁護センター及び基幹相談支援センターが共に補完しているという認識が示されております。一方、委託相談の後方支援や計画相談支援の推進、地域移行・地域定着の促進の取組に関しましては、障害福祉課が担っているということになっております。

○次に、浦和区です。支援課の回答としては、総合的・専門的な相談支援について支援課が3障害への対応を担っていると回答しておりますが、専門性が高いケースについては、障害者生活支援センターが担っていると回答しています。そのほか、人材育成については障害福祉課と基幹相談支援センターが、行政及び関係機関との連携については、障害者生活支援センターが担っているとの回答です。

また、地域移行・地域定着の促進の取組については基幹相談支援センターと回答しています。一方、浦和区の障害者生活支援センターは同様の回答となっておりますが、ほぼ、全ての機能に関して基幹相談支援センターが万遍なく補完する機関として担っていると回答しています。

○次に南区ですが、支援課の回答といたしましては、ほぼ障害者生活支援センターと同じ機能を担っていると回答しています。一方で、南区の障害者生活支援センターは同一の回答となっております。支援課以外の機関が専門性の高いケースへ補完的に対応していると考えており、委託相談の後方支援や計画相談の推進、人材育成など地域の相談支援体制の強化と取組に関しては障害福祉課が担っていると回答しています。また、地域移行・地域定着の促進の取組に関しましても、障害福祉課が担っているということになっております。

○次に緑区となりますが、支援課の認識としては支援課と障害者生活支援センターがほぼ同じ業務を行っており、障害者生活支援センターはやや補完的という位置付けとの認識となっております。

一方、障害者生活支援センターについては、高齢・障害者権利擁護センター及び基幹相談支援センターがそれぞれの業務に補完的な役割を果たしているという認識であります。

○次に岩槻区です。支援課の回答では、総合的な対応に関しては支援課が、専門性が高いケースへの対応については障害者生活支援センターが主に担っているという認識です。また、委託相談の後方支援では、基幹相談支援センターが担っており、行政及び関係機

関との連携や虐待対応については、支援課が主に担っているという認識となっております。一方で、障害者生活支援センターにおいては、総合的、専門的な相談支援の実施については支援課と認識が一致していることが見て取れます。権利擁護・虐待防止のうち専門機関の連携などについては、各々自身が担っているという相違も見て取れます。

- 最後に、高齢・障害者権利擁護センターの回答となります。権利擁護センターの認識としては、総合的、専門的な相談支援の実施については、障害者生活支援センターが主に担っており、その他の機関は補完しているという認識です。また、計画相談も障害者生活支援センターと基幹相談支援センターが担っているという認識であり、支援課は、行政及び関係機関との連携について、虐待防止センター機能を担っているという認識です。基幹相談支援センターは地域相談支援の推進を担っており、実際の地域の把握、関係機関への普及啓発は障害者生活支援センターが担っているということと回答しております。
- 以上、ざっとではありますが、傾向について御説明いたしました。最後にまとめますと、
- ①支援課の認識としては、障害者生活支援センターと共同で主に機能を担っているという認識である一方で、障害者生活支援センターは補完的な役割であると認識しているということ、
  - ②高齢・障害者権利擁護センターについて、専門性が高いケースの対応に補完的な役割をもつことや、虐待、差別、成年後見等の権利擁護に関して主な役割を果たしていること、
  - ③区によっては特に支援課において基幹相談支援センターの欄が空欄となっている場合があり認識されていない一方で、障害者生活支援センターの中では補完的な役割を果たしているという点で認知されているということ。などが、読み取れるかと思えます。今後は、この調査結果をさらに分析し論点を抽出し、各機関の認識と期待などをヒアリングするなどして、本市の相談支援体制の強化に資する取組につなげていきたいと考えております。なかなか量が多く、読み込みは大変とは存じますが、まず、今後、話し合っていくべき論点やこれらの結果を踏まえまして相談支援体制の今後の展望について皆さまから御意見を頂戴したいと存じます。以上でございます。

(宗澤会長)

- ありがとうございました。ちょっと議事を進行するものとして逡巡しておりますが、議題のタイトルといたしましては、基幹相談支援センターの在り方検討会ですよね。要するに基幹の在り方を含めて本市の相談支援体制について議論しろということですか。

(事務局)

- まず、基幹の在り方の検討ということでこのワーキンググループを設置させていただいて検討しているところですが、基幹の在り方を検討する中で本市全体の相談支援体制の強化につなげたいと考えておりますので、それらを含めて御意見を頂戴できればと思っております。

(杉山委員)

- 一点お願いがあるのですが、アンケートの回収が遅れたということはよくわかるんですが、この資料を今読んでということはとても難しいので、前日くらいまでには資料をいただくとありがたいです。アンケートの回収は多分昨日とか一昨日とか伺っておりますが、1回目の議論は書いてありますが、第2回の検討会の議論の内容はどのようなものだったのでしょうか。

(事務局)

- 資料が遅れて申し訳ございませんでした。2回目のワーキングのときに、このチェックシートを提出いただいたのですが、各障害者生活支援センターから個別に頂戴したのではなく、一括して全センターの考え方はこうですとコーディネーター連絡会議でとりまとめたシートをいただいたのですが、私どもの考え方とその点がズレておりまして、私どもといたしましては、今回御提示したように10区の支援課と各障害者生活支援センターがどのようにお考えなのか実情を把握したいということでお願いしたところ、うまくつながらなくて資料をそのときにいただけなかったということがありましたので、あらためて15カ所のセンターからチェックシートを頂戴したいということをして、2回目のときに、そういうお話をさせていただきまして、最終的にはコーディネーター連絡会議でお話いただいたうえでこのシートをいただくという話になりました。それが先週のお話でありまして、期間がとても短かったものですから、提出の期限を昨日までというギリギリのところを設定いたしまして、本日の午前中まで資料をいただきながら本日の資料を作成していたところでございます。御指摘ももっとも存じますので、本来であれば皆様に事前に資料を御提示すべきところ、資料を提供できず申し訳なく思っております。経緯といたしましては以上でございます。

(野崎委員)

- 私どもの高齢者の方で地域包括支援センターとその後方支援を行う基幹型の在支総合センターが設置されているのですが、包括支援センターは平成18年に設置され総合センターはここ2、3年の後発なので、中々いわゆる基幹型の役割というのを具体的に示すのが難しかったということがありました。そういった高齢の部門を少し参考にさせていただいて、包括の意見も聞きながらやっておりますので、障害者の生活支援センターの方の御意見を聞きながら、また、基幹型の職員の悩みなども多分色々あると思いますので、そちらの方も聞いていただきながら築いていければいいのかなと思います。後発ですと、受け入れてもらえない部分ですとか、先にどんどん支援センターがやっていた部分もあるので、手を出しにくい部分も現実問題あったものですから、そういったところが気になるところで、中央区のほうは来夢さんがやってらっしゃったところで後から社協のひまわりというところで、実際問題どうなのかと思うところもあるものです。

から、後からというのは難しいと思います。本来であれば基幹型ができる前にこう言った話をしてもらえればと思いますし、私どものほうの包括のほうの基幹の話もいろいろお話しできたと思うところもあります。

(大須田委員)

- 第2回のワーキングで意見を述べさせていただいたのですが、さいたま市の中では障害のある人を支えるための相談支援のシステムをきちんと作っていくということが障害者総合支援計画にも重点施策として盛り込まれている中で、各区に設置する障害者生活支援センターの凸凹を無くしていくなかで拠点型支援センターというのが中央区に平成18年に設置されたという経緯があります。その中でコーディネーター連絡会議の下支えもしながら障害のある方の実態を把握し、そこから見えてきた課題を自立支援協議会に報告するという中でそこを担保してきたと私自身は考えています。障害者総合支援法が施行されて国レベルで基幹相談センターを設置するというところで、拠点型を基幹相談センターとさいたま市の中では位置付けを変えたというふうに認識しています。今回の基幹相談支援センターの在り方を検討するワーキングチームの設置についても、基幹センターの在り方だけではなくて、総合支援法ができて計画相談に関わる色々な課題も出てきていますし、各区の色々な支援課、支援センターで関わる障害のある人の様々な実態も色々な課題を抱えていますので、区ごとの特性を踏まえたうえで、さいたま市で必要とされる相談支援体制を考えていく、指針の見直しを進めていく必要があるというふうに前回は発言をさせていただいたのですが、そうした作業をしていく必要があると考えています。チェックシートの提出について支援センターが大変遅れてしまって、御迷惑をおかけしてしまったのですが、このチェックシートの記入についても各区の支援センターからこのチェックシートを書くことで何らかの評価をさせてしまうのではないかと、現状をまず書くということなのですが、いろいろな思いをペーパーでは表しにくいのでどういうふうにチェックをしていいのか悩むという意見があったので、一旦とりまとめをコーディネーター連絡会議の中でさせていただいたという経過がありました。それについては、障害福祉課の方から各区の支援課と支援センターの認識の違いも比較したいので、ぜひ全区の障害者生活支援センターに再提出ということで提出が遅れてしまったことは、実務をする方の問題もあったというところで申し訳なかったと思っています。そういった経過があるというところを皆さんに認識していただきかけたというところでお話しさせていただきました。

(宗澤会長)

- この1カ月ほどの間に、知的障害のある人を中心とした御家族の意見を聞く機会があったのですね。全国から5、6百人ほど集まるような会議だったのですが、そこで御意見を伺っていて、なるほどな、とひとつ思ったことがあるのですね。ひとつは、支援費制

度以降に自立支援協議会とか、生活支援センターを中心として相談支援体制をそれぞれの自治体で作っていくということになりましたよね。それ以前は、兎にも角にも何か困ったことがあったら、役所の福祉事務所の知的障害の担当のところに行けばよかったです。ところが、自治体によっても相談支援体制が違うし、最初さいたま市で作ったときに生活支援センターと支援課の共同業務としてやっていくことによって、当事者の不安とかわかりづらさといったものを排除しておくという仕組みというか、わかりやすい、相談しやすい、支援課の役割も明確にしておくという形で出発したわけですよね。ところが、相談支援機関の複雑さがものすごく出てきて、もはや知的障害のある方の御家族から見て何が何だかわからないというか、これが一番本音として出てきているという問題に対して、今、基幹相談支援センターの在り方を通じて本市の相談支援体制の在り方を考えるというときに、地域の方からのアクセスのしやすさ、アプローチのしやすさという観点から改めて考えてみる必要があるのではないかと考えるのですね。高齢者の場合は介護保険制度が一番大きな柱なのだから、ケアプランを作ってもらうためにケアマネさんとは必ずつながっているんですね。地域包括とか高齢者の場合の基幹に地域の高齢者の方がつながっていないくとも、ケアマネさんとは必ずつながっているのだから、ケアマネさんを通じてつなげてもらうということはあるわけですよね。障害の場合はそういうふうに動いているわけではないので、高齢者の場合は何々さんには何々さんというケアマネさんがついていてというのがベースにあって、相談支援機関につながっていくというルートがあるが、障害者の場合は必ずしもそうではないというか、当事者からのアクセスのしやすさわかりやすさという観点からもう一度どう整理するのかというのを考えるべき点なのではないかと。あと気になったのは支援課の回答なんですけど、結構バラつきありますよね。このバラつきを見ていて、例えば、地域の実情把握なんて北区なんて何も考えていないわけでしょ。平成12年以降の実施体制の変化の中で懸念していたのは、自治体は民間が提供するサービスとそのシステムの管理的な機関になるだけで、実情把握であるとか当事者との顔の見えるような関係からどんどん遠ざかっていくのではないかと懸念をずっと思っていたのですね。それは、平成12年の社会福祉法改正以前の障害者計画の立案とそれ以降の立案の具体的な姿というのはすごく変わったと思っています。というのは、福祉事務所の行政職員が直接色んな当事者と対応していたときというのは、計画策定の段階で、事務局にあそこの何々さんとかどこの誰々さんがどうか、さいたま市の規模だと難しいかもしれませんが、旧与野とか和光とか桶川という規模であれば、だいたい職員が実情を知っているわけです。そこに、当事者団体からの情報をプラスアルファして行って自治体の障害者計画を策定していくという基本形があったと思うが、今その実情把握も外に全部放り出しているということになると、つまり台帳が機能していないということになるのだから、本市として支援課の役割というのをもう一度どう位置づけるのかということと合わせて、わかりやすさということと、このことを議論の出発点に据えたうえで機能をどういうふうに確保するのか、



ここに相談支援システムの在り方を検討していくという話になると思うのです。バラつきがとても気になって、このバラつきのために当事者からは全く分からないということにつながっているのではないかと感想として受け止めました。

(遅塚委員)

- おっしゃる通りで、今回、色々あったのですが、言葉だけ見ても実際持っているイメージが各支援課さん、障害者生活支援センターさんで相当違うだろうから、ここに出てきたものだけでまるっきり違うといえるかは正直わからないが、少なくともこういう状態が出てきたということをきっかけにそれぞれの区の支援課と障害者生活支援センターでどうやるのがいいのかなどの話し合いをするであるとか、紙だけではわからないからワーキングチームのほうでヒアリングなどをして聞いて、実情がわかるような形にしてそれをもとにこれからどうしようかという議論をしなくてはならないということで、ここに出てきたことは色んな読み方をすると恐ろしそうなこともあるのですが、とにかくこれは出発点でどういう形がいいのか、相談支援の形というのは、支援課も入ってこないと組み立てられないし、基幹のことだけをやってもしょうがない。ただ、こういうような機能をどこかが担ってくれれば、皆がとてもやりやすくなるのにな、という共通認識ができれば、それを基幹にお願いするとか、極端な話としては障害福祉課が直接やった方がいいであるとか、これからしっかり議論していかなくてはいけないのかなと思います。こういう状況でこれが出発点であるという認識でいていただけるとありがたいと思います。

(宗澤会長)

- 遅塚さんの方からこれが始まりだということでしたので、ここから市民当事者にとってアクセスしやすいというか、頼りがいのある相談支援システムを作っていくことを目標に皆さんと共に努力したいと確認しておきたいと思います。

#### (4) 精神障害者退院促進支援指針の報告について

(宗澤会長)

- それでは、本日の議題の4に移ります。「精神障害者退院促進支援指針の報告について」ということですが、事務局から御説明をいただけますでしょうか。

(事務局)

- はい。それでは、「精神障害者退院促進支援指針の報告について」、資料に沿って、御説明させていただきます。資料につきましては、資料3「さいたま市精神障害者退院促進支援指針」を御覧ください。
- それでは、議題4「精神障害者退院促進支援指針の策定について」ご説明いたします。

精神障害者退院促進支援指針の策定につきましては、これまで、地域生活支援部会や地域移行支援を行う関係機関による作業部会において検討を行ってまいりました。当初予定していたスケジュールよりも遅れてしまいましたが、各担当者にご執筆いただいた原稿をもとに事務局において編集を行い、先日の地域生活支援部会において了承されましたので、御報告をさせていただきます。

- 資料3をご覧ください。精神障害者退院促進支援指針は、支援者の地域移行支援・地域定着支援に関する力量の形成と関係機関相互の連携の強化等を目的に、支援者向けの実務者マニュアルとして策定することとし、初任者においては入門書として、経験者においては手引書・資料集として活用することを想定しております。また、指針の利用対象は、地域移行・地域定着支援に携わる関係機関としていますが、指針自体は市ホームページで公開する予定でございます。これまで、平成26年5月9日の作業部会を皮切りに、5回の作業部会、2回の地域生活支援部会において指針の検討を行い、先日の第3回地域生活支援部会において指針案を提示させていただき、了承されたところです。今後の予定といたしましては、11月を目途に指針の策定と関係機関への配布を予定しております。
- まず、「目次」をご覧ください。本指針は、「第1章 地域移行支援・地域定着支援とは」、「第2章 地域移行支援の現状」、「第3章 地域移行支援の実例」、「第4章 関係機関の役割」「第5章 地域移行・地域定着支援関係機関」の5章立てで構成しております。1ページをご覧ください。こちらは障害者総合支援法に基づく地域移行支援及び地域定着支援の説明でございます。3ページまでわたっております。次に4ページ、5ページをお開きください。こちらは、地域移行・地域定着支援のフロー図と社会資源に関する図を掲載しております。6ページをお願いします。ここからは地域移行支援の現状と課題を記載した部分になりまして、6ページには精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移、7ページにはいわゆる630（ろくさんまる）調査の結果の抜粋、次の8ページから12ページには平成25年11月に実施した障害者総合支援計画策定のためのアンケート結果から、精神障害者保健福祉手帳所持者と精神科病院入院患者の結果を抜粋し掲載しております。13ページをご覧ください。さいたま市における平成24年度から26年度における地域移行支援及び地域定着支援の実績になります。地域移行支援の実利用者数は平成24年度に5人となっており、その次の年から2人ずつとなっております。一方、地域定着支援の実利用者数は当初3人であったものが、地域移行支援を実施した結果退院された方などを対象として次年度から増加し、それぞれ8人、7人と推移しております。次に14ページの「2. 精神科病院を取り巻く環境」をご覧ください。精神科病院のこれまでの経緯や現状、現在の診療報酬項目などが記述されております。こうした内容を踏まえ、地域移行支援等を実施する際に精神科病院側にもインセンティブが働くような視点をもって支援を行っていただくことが期待されます。なお、19ページにおいて精神保健福祉法の改正に伴いまして、精神科病院の管理者が、入院患者等からの求めに

応じて相談支援事業者などの地域援助事業者を紹介するよう努めなければならないとされたことを記述しております。21ページをご覧ください。ここからは地域移行に至るまでの支援のポイントなどについて掲載しております。また、24ページ以降は地域移行支援の取組事例といたしまして、実際に長期入院から地域へ移行した事例を掲載し、各支援機関がどのように取り組んだのか、支援の際の参考となる事例を3件取り扱っております。1件目は入院中の医療機関での取組と家族の不安への対応、2件目はピアサポーターによる支援、3件目は関係機関での支援環境づくりを中心に整理をしております。35ページをご覧ください。ここからは事例から導かれる、支援者との関係づくりや柔軟な支援を進めること、医療機関と福祉に関する支援機関の連携の重要性について記述しています。次に、38ページをお願いします。ここからは、精神障害者の退院に係わる、区役所の支援課、保健センターを始め、保健所、こころの健康センター、障害福祉課といった関係機関の役割が述べられています。43ページ以降は、地域移行・地域定着支援に大きな役割を果たす相談支援事業所やピアサポーターの役割を、47ページに地域で暮らすこととなった方に対して精神科診療所の果たす機能について記述しています。次に、48ページ「第5章 地域移行・地域定着支援関係機関」でございます。ここでは、「1. 主な相談窓口」として48ページに「(1) 日常生活や福祉サービス等に関する相談窓口」、次の49ページに「(2) 精神保健に関する相談窓口」、50ページに「(3) 就労に関する相談窓口」を掲載しております。最後に54ページをお願いします。「2. 主な制度」としまして、精神障害のある方が利用できる主な福祉サービスについて、精神障害者保健福祉手帳や障害者総合支援法に関するサービスなどを紹介しております。主に精神科病院において地域移行を担うケースワーカーなどに地域で受けられる支援を検討する際の参考としていただければと考えております。57ページ以降は、支援を受ける当事者の方に対する手引きを掲載しております。以上が指針の作成に関する報告となります。簡単ではございますが、事務局からは以上でございます。

(宗澤会長)

○ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に関しまして、何か御意見や御質問等ございますか。まず、形式的なことなのですが、さいたま市の障害者相談支援指針は条例に基づく文書ということになっていますよね。この精神障害者退院促進支援指針というのはそういう位置付けからは外れるのでしょうか。というのは、形式だけの問題ではなくて、相談支援指針だって支援課は読みもしていないんですよ。促進支援指針を作っても、ましてや条例に基づかないということになれば、支援課は棚に入れておくだけで終わると思うのです。その位置付けについて、まず、伺います。

(事務局)

○今回の指針については、障害者総合支援計画において作成するものと位置付けをしてや

ってきたものです。条例そのものに位置付けて、根拠をもって作成してきたというものではありません。追加で補足させていただきますと、こちらの指針を使っていたか方の主眼というか対象といたしましては、病院のケースワーカーにまず活用していただきたいと考えています。

(宗澤会長)

- 課題としているところからいえばそうなのですが、先程の基幹相談支援センターの在り方の資料でもありましたが、連携に関わって支援課がどのような認識にあるのかという点についても、ものすごいバラつきがありましたよね。その中で、これも読みもしなかったら、支援課は病院のワーカーさんと保健センターの役割でしょうみたいな、片付け方に流れていくのではないかと思って、問題を指摘したかったのです。先日、文部科学省の大講堂で東日本全部の大学を集めた、差別解消法の特に合理的配慮に関わる体制整備の説明会というのがあったのです。大学を代表して行ってきましたが、最初に20分大学学生課及び留学生課の課長補佐が出てきて解説するんですね。マイクの音量は調整していないは、聞こえないは。しかも早口でしゃべるんですね。20分ですから。法律の内容を知っていればわかりますが、小さな私学の人は何もわからないのです。次に日本学生機構の担当者が出てきて障害種別の合理的配慮についてはホームページに載っているのと説明していたのです。要するに、文部科学省は差別解消法の施行を目前にしてちゃんと説明しましたので、あとは大学がやるかやらないかですと。こういう管理業務化がものすごく進んでいるような気がするのです。さいたま市としては作りました。しかし現場でさいたま市の職員の側が現業業務の担い手という意識よりも地域のサービスを管理するという方向に流れて行っていたら、特に問題がない限り現業業務の担い手という理解がない限り、こんな指針に目を通そうと思わないわけです。その現実を踏まえた、支援課や虐待に係わる高齢介護を含めた本庁からのマネジメントというものをきっちりしていただかないと、いくら地域自立支援協議会の中で退院促進支援指針を一所懸命に作ったとしても、事例なんて全然読みませんよ、支援課の職員は。その現実を踏まえた活用方策を踏まえたマネジメントを本庁のほうでやっていただきたい。これは強く思います。

### 3. その他

(宗澤会長)

- それでは、次はその他というところでいいのでしょうか。

(大須田委員)

- コーディネーター会議の方から本日配らせていただいております。コーディネーター会議は障害のある人たちの実態から必要な支援、施策を考えていく取組をしてきておりま

す。ここ数年計画相談の業務に追われて進められていなかったのですが、今年度改めて事例の収集を進めているところです。今回は、昨年度実施した各区のサービス調整会議の中で支援を進めるうえで困難を抱えている事例を各障害者生活支援センターから一事例ずつ抽出して、課題分析をしております。今回については中間報告ということで、今後引き続き、支援と分析などを進められるように御報告していきたいと考えております。事例については、見ていただければと思いますが、15人の方の年代としては40代が一番多くなっています。十分分析はまだできていないのですが、御家族の加齢等により支援力が弱まってくる中で問題が大きくなってきているのではないかと分析しております。他に精神障害者手帳を取得している方が9人となっており、主な診断名としては発達障害という方が多いというのが主な特徴となっております。精神科受診中の方も12人のうち8人に入院歴があるということも大きな課題であると思っています。障害福祉サービスも利用されている方も少なくは無いのですが、支援を拒否しているとか、短期入所や入所施設を希望しているが受け入れ先を確保することが困難で、短期入所を綱渡りで続けているという状態の方もいらっしゃいます。世帯の状況ですが、家族と同居が9人いらっしゃいますが、そのうち世帯構成員の中に障害や疾患を抱えている方が7人という世帯全体に支援が必要だということも大きな課題となっております。連携の状況ですが、昨年度、サービス調整会議を一番多い方で9回実施しており、支援のスピードの速さも求められる状況になっています。調整会議の参加機関も支援課と支援センターは必須ですが、幅広い機関。地域定着センターや警察や保護観察所等との連携を行っています。支援の中で見える課題ですが、7人の方が社会復帰に問題がある、衝動性が高くジュースが飲みたいといったときに自動販売機を壊してしまうとか、家族への暴力ですとか金銭搾取、それから自殺企図があるとか、いろいろな課題を抱えている方が多く、お二人の方は刑務所、少年院などの矯正施設からの出所後の支援を基幹が進めている状況です。それからもう一つは、身体機能の低下等あるのですが、栄養のバランスの悪い生活をしていて糖尿病の方も複数いらっしゃって、健康維持が課題の方もとても重いと思っています。そういう中で私たちの支援で課題となっているのは生きにくさや生活の立て直しをどういうふうに支援していくのが課題となっていて、なかなか犯罪歴がある方や不法行為がある方は事業所の方の受け入れが難しかったり、そもそも定員がいっぱいだったりするので、暮らしを支える社会資源を確保することに困難を抱えていて、短期入所をつないでいたり、県外の施設を足を運んだりする事例もありました。そのことが結局本人の生活の安定のしにくさにつながっているという状況もあると思います。本人が自分の健康維持をするということに関心を持ちにくい生活をされていた方が多いなということと、加齢による体力や意欲の低下によって、中にはそのことで介護を受ける家族を虐待する事例もありますし、一人暮らしの方が意欲の低下が著しい中でどうやって維持していくかという課題も出てきています。事例を見ていくと、成人期になって療育手帳を取得したという方も何人かいらっしゃったり、早期の学齢期、児童期に

何かしらのアプローチや支援が必要だったのではないかということも事例から見て取れます。今後必要な取組については、まだ十分な議論をコーディネーター連絡会でしつこくしているわけではないのですが、当面、生活を支える体制作りの強化ということで、まず障害福祉サービス事業所を中心に行動障害のある方の支援や連携に関わる研修等を実施して、障害のある方への支援を進められる地域づくりができないかと、それから保健所や保健センターなどの専門機関の強みを私たちがより生かしていけるようなサービス調整会議の充実などと、もうひとつあればいいなということなのですが、生活の立て直しのために一時的に利用可能なシェルターのような機能が必要ではないかということが出てきています。障害のある方への支援課題について、現在、コーディネーター連絡会議の中で調査して事例を集積をしているところです。本日は中間報告ということで、以上です。

(宗澤会長)

- 自立支援協議会にふさわしい報告をいただいたということで、感謝いたします。今の報告について御意見を伺いたいのですが、如何でしょうか。

(山口委員)

- 障害者総合支援センターの山口です。うちのセンターのほうでは発達障害の支援センターを持っていますので、今回の報告を受けて、こういった形でのネットワークというかサービス調整会議においてもこちらも参加させていただいて、話を一緒にさせていただいているという実態はありますけれども、この報告を見るとさらに連携が必要だということを実感しています。専門性というところでは研修とか事業所にもう少し踏み込む形でセンターが入っていくということが今後課題となると感じていますので、こういうところでコーディネーター連絡会の報告を受けるというのもそうですし、サービス調整会議のほうで色々こちらのほうで出来ることを教えていただいて、事業者さんを紹介いただければ、そちらのほうと連携をとっていけるのではないかと感じています。

(宗澤会長)

- 短期入所をつないでいるということで、非常に難しいケースですよね。こういう人を短期入所で立て直すためにひとまず支えるということは、そのことはとても大事だと思っているけれども、短期入所を受け入れる側からいうと、継続的にそこで暮らしている人たちがいて、その暮らしを乱す要因になるということも非常に困った話なんですね。こういう人たちについては、もっと早い段階である意味ではセーフティーネットに引っかかって手当てされるべき経緯があったにもかかわらず、結果的に中高年になって相当問題が雪だるま式に大きくなったところで、多問題になったところでようやく引っかかってくるというケースは、これからもなくなることもなく常に出てくるケースだと思うん

ですね。今の社会経済情勢を考えた場合。したがって、単独の短期入所施設みたいなものを、入所施設に併設されたショートステイではなくて、こうしたことを含めて受け止める、生活を立て直すために短期入所として受け止める、それから虐待、DV等のシェルターとしても使えるというような、そういう単独のショートステイ施設の整備がさいたま市の規模になったら当然必要となるのではないかと思います。でないと、居場所さえ定まらなかつたら、生活立て直すといっても立て直しようがない。とりあえず命をつなぐための支援になってしまうというか、本人にとっても落ち着かないし、短期入所で受け入れる方も全く落ち着かないわけですから、誰のためにもならないですよ。その点が至急手当てされるべきなんじゃないかという印象を強く持ちました。

(遅塚委員)

- 今ここで言うてもしょうがない話なのかもしれませんが、現場としては目の前にいる方をどうするかということが一番になりますので、今何とか居場所を定めるために預かってくれるところが欲しいというのは当然の話でよく分かります。自立支援協議会の立場で考えると、何で入れる場所がないのか、例えば施設を例にとったときに、結局足りないから施設を増やせという声もあるのですが、逆に考えると知的障害の入所施設が足りないという話になるのですが、今入っている方の中で、真に入所が必要な方ってどのくらいなんだろう、あるいは御本人の希望はどうなんだろうかということを実はしっかりやっていかなくてはいけないんじゃないか。そういったことをやったうえで、逆にいうと在宅でいる方が緊急な事態になったときに入所が可能になるようなということを、もうすこし計画とか大きな目で考えていかないと。精神科病院についてはある程度そういった見直しというのは現場の努力で進んできたと思うんですけど、入所施設に関しては、それぞれの施設の経営者の方の意見次第。そういう傾向を持っていらっしゃる施設長さんや理事長さんがいるとだんだんグループホーム使ったり、グループホーム経由でアパートへ出てもらったりとかやるけれども、そういった考え方のない施設の場合はずっと入っている。ある意味では既得権のように入っているという現状が相当あるのかと思います。ひるがえって考えると、さいたま市が所管している入所施設は無いので、さいたま市だけではいかんともしがたい話だと思うのですが、こちら辺を解決せずに野放図に施設だけを増やしていくというのは果たしていいことかどうかというのは考えなければいけないと思っています。

(宗澤会長)

- この間、入所施設の現状については足を運んで結構見ているのですね。以前よりも著しく軽度の人というのはいなくなりました。それは、地域生活移行の取組に縛りがかかっていますので。今一番出てくる声が何かというと、あなたのところは重くていいわよねえ、とどこに行ってもこれです。やはり、親が加齢をしていったライフステージの進行

の中で、なかなか御本人を支えるということが難しいということと、グループホームに対する事業者報酬の在り方が、安定して障害のある人を支えるためにはあまりにも厳しいですね。確か、事業者報酬単価が下がったのではないのでしょうか、今年から。グループホームに積極的に移行していた法人の方が言っているのですが、何かはめられた気分だとおっしゃっているんですね。季節によっても、さいたま市なんかは別でしょうけど、比較的軽度の人が残っている地域というのは、実は雪の降る地域なのです。何故かというと、雪が積もると通所型サービスを利用するというのが難しくなるのですね。北海道の北北海道や東北北海道などに行くと通所サービスを3か月休む方がいると。その3か月を家族だけで支えるというわけにはいかない。そうすると、本来施設から出た方がいい人なんだけれども、諸々の事情を総合的に勘案したら施設を利用するしかないというような、こういう事情が山のようにあるわけですね。これ以上絞れるのかということの実態の把握というについては、厚生労働省が緻密な調査をしない限り、水掛け論で終わるような気がするのです。自立支援協議会として考えるべきことは、施設に安易に入れるのではなくて、ショートステイを充実すれば、ここというところでちゃんと支えられることになるのだから、地域生活を継続できる可能性はぐんと上がるはずなんですよ。御家族が一時的に御本人を支えられないということになったとしてもショートステイでその間ちゃんと受け止められるという体制がこの地域にあれば、御家族が支えられないということを引きかぎに永続的に入所施設に入ってしまうというような事態を避けることができるということを考えているのですね。これは施設の関係者の経験値でもあって、そういった利用を含めて、いたずらに施設入所を増やさないという観点を活かすことを含めて、短期入所施設の単独型を市として充実させていただくというのはとても大事な課題ではないかと思うのですけれど。それにさいたま市在住の人で、そう軽度で施設に入っているというのは、もういないのではないのでしょうか。条例づくりしているときに、地域移行の対象にされて困っているという人もいましたし。

(事務局)

- 全施設を調査しているわけではありませんが、軽度の方は少なくはなっております。先程、ショートステイの充実というのがありましたが、毎年、生活介護の施設を一カ所ずつ増やしております、今年度もその計画を持っているのですが、生活介護の通所系に必ずショートステイをつけていただいています。ですから、最近できた生活介護の施設については、ショートステイを併設していただいておりますし、グループホームの新設についてもショートステイをつけていただいているようなことをしています。

(宗澤会長)

- 例えば、知的障害者福祉協会の施設長などに聞くと、こういうケースは受けられないというのですね。それから虐待ケースもそうです。併設型だと本体にも継続利用者がいる



わけですね。これと併せて生活の質を落とさないように管理していくというのが難しいと、これは例外なくそうおっしゃいますよね。だからと言って、事業者としての責任を感じている人は受けますよ。受けるんだけど、その難しい人を受けている期間だけ、内部的に職員体制を変えるなどの努力をするわけですよ。すると、継続的に利用している入居者のほうで何かアクシデントがあったときに、こっちで特別の体制をとっているときに、こっちでトラブルが起きたというときはとても厳しいですよ。やはり、こういうケースの問題とか虐待とか、シェルター的な機能を持たないとだめだというときは、単独で設置するという方向で考えた方がいいと思うのと、特に知的障害の領域というのは、先程綱渡りでつないでいるという話もありましたが、なかなか空きを探すのも難しいという場合があるというか、つまり、短期入所のキャパシティそのものが、作っているのだけれどもなかなか追いつかないというような現状もあって、その中でこういう難しいケースとか虐待ケースが出てきたときに、先の資料でいくつかの支援課なんて分離保護のための居所の確保を自分たちの課題だと考えていないところさえあるわけです。だから、ここにありますよということも含めて用意していくということを施策の課題として考えていくべきだと思います。それから、もうひとつ遅塚委員のおっしゃることもよくわかるんですね。親は安心したいから施設に入れてしまいたいという部分があって、特別支援学校の高等部で一般就労にトライさせるという動きが強まっていますよね。それから卒業して一般就労につながらなかったら就労移行支援をまず利用しますよね。ところが親御さんと話したら、一般就労につくということを実はまったく望んでいないのがほとんどなんです。何でかと言ったら、いつまで続くかわからないと。だったら、若い段階から福祉サービスに落ち着いてくれて、安心した見通しを持つことの方が私たちにとってはいいんです、とはっきりおっしゃる方が、このお子さんだったら、何とか就労自立できるのにな、と思っけていても、見通しに安心というものが持てなかったらどこかに落ち着きたくなるんですよ。これまであった施設に落ち着いてしまうというのが必ずしも御本人の地域生活の豊かさや権利の擁護につながっていないとすれば、いざという場合に地域で生活してても安心できるというところは、ここだということをショートステイという形で持つておくというのが非常に重要なことになるのではないかな。そこがはっきりしていないのに、地域生活、地域生活と言っても御家族の方からすれば、なかなかそうは考えられない。このジレンマの中で、この間、政策を進める側と当事者の側のギャップというのが埋まらずにきているというか、双方が疑心暗鬼になっているみたいな状態が作られているのではないかという理解をしています。

(宮部委員)

○特別支援学校の保護者の方々にお話を聞くと、子どもの意向を考えない場合、私の希望は直Bです、というんです。直Bって何というかと、直接、就労継続B型の方に行くと、そこを希望していますと。そのために学校にいるときから施設を利用したり企業に行っ

たりして、それがスキルと認められて、そのまま就労はダメなので直Bにすると。それを聞いたときに考えられなかったことなので、そういうこともあるんだと思いました。それとは別に、さいたま市の場合ですとグループホームの設置率が一番低いと聞いております。なぜ進まないのか、確かに土地とかの問題もあるかもしれませんが、ノーマライゼーション条例があるのにも関わらず、建てるとなると住民から猛烈な反発が起こる場合もあり、それに対してなかなか行政の方も中に入っただけないという実情もあります。加えて、今は制度により、スプリンクラーをつけなくては行けないとか、そういうのがあると手を出したいと思ってもなかなか手が出ない。私たちも必要だと思ってもノウハウが無いためにうまく立ち行かないという現状もありますので、そのところは専門家といわれる方々の御指導とか御助言をいただきながら進めていきたいと願っています。親としてはショートステイを使いたいと思っても使えるところがない。仮にショートステイをつけたとしても、その間の送迎は自分で事業者を見つけてやってください、ショートステイの施設のほうでは本人の送り迎えはしません、と言われてしまうのですね。何でそこまで親がやらなくてはならないのか、どうしてその必要な支援につなぐところに、もう一つの必要な支援がつかないのかという疑問というか、ジレンマみたいなものが実際はあります。

(宗澤会長)

- 難しいケースとか、いざというときの安心を担保できる社会資源というものを、当事者から見て、ここだ、というふうにはっきりしているような社会資源の整備というのがあると思うのです。ショートステイというサービスがあるということぐらい、例えば、知的障害のあるお子さんの親御さんだったら知っていると思うんですよ。だけど、どこでどういうふうに使えるのかというのが、あそこを使うつもりだったんだけど今いっばいだからといって遠いところというね、そういう形になったら、やはり長期的な見通しの中での安心を持ちたいと思うと、どうしても入所施設という方に流れてしまう。地域生活の中で間違いなく長期的継続性を持った安心を担保できるという、そういう拠点を整備しておくというのは避けて通れないと思いますね。各区に単独のショートステイを作るべきとされていて、結局、制度がコロコロ変えてきたところ、長期的にこれがリーズナブルだというのが、今、行政関係者も事業者も関係者も当事者も全然共有していない。これから30年くらいを展望したときに入所施設を増やさないという方向が大事だよというのだったら、ショートステイの単独みたいなものをいっばい整備しようみたいな形にしたなら、納得できると思うのです。それぞれの立場が違っていても。でも、そうはならないから、グループホームって言ってもなかなか手が出しにくいし、結局進まないまま行き詰ってしまうという現状を打破する必要があるかと、ということで、また、最終報告をお願いいたします。

(大須田委員)

- 私も単独型のショートは必要だと思っているのですが、グループホームを作るときにショートステイ併設で、ということになると、事業者の負担が、事業者の立場でいうととてもあって、ショートステイを増やすというのはとても切実なので、併設型で親御さんから離れた暮らしを体験するとかというところではいいと思うのですが、作るハードルがとても高いので、そこが必須となるとグループホームが単独で作りにくくなるのではないかという疑念があるのと、ヘルパーがショートステイの送り迎えについて移動支援が使えないのですが、そこをちょっとさいたま市独自で柔軟に対応するだけで、とても障害のある人の選択肢が広がるということがあるので、その辺また引き続き、御報告を含めてできるといいなと思います。

(宗澤会長)

- それでは、長時間にわたって協議会の議論の進行に御協力いただいたことに感謝申し上げます。以上で本日の用意した議題は終わりですが、事務局から最後に何かありますでしょうか。

## 4. 閉 会

(事務局)

- 次回の開催についてでございますが、3月1日の開催を予定しております。詳細が決まり次第、御案内したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(宗澤会長)

- それでは、以上をもちまして、「第2回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には会の進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。